

# 城里町議会全員協議会会議録

日時 令和3年6月4日(金)

午前10時20分

場所 城里町役場 3階 議場

## 出席議員(14名)

議長	関 誠一郎 君	副議長	河原井 大介 君
	桜井 和子 君		三村 孝信 君
	加藤木 直 君		阿久津 則男 君
	猿田 正純 君		小林 祥宏 君
	藤咲 芙美子 君		杉山 清 君
	片岡 藏之 君		鯉 淵 秀雄 君
	菌部 一 君		小 塚 孝 君

欠席議員(なし)

遅刻議員(なし)

早退議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修						
副	町	長	仲田 不二雄						
教	育	長	高岡 秀夫						
ま	ち	づ	く	り	戦	略	課	長	小林 克成
総	務	課	長	山口 成治					
町	民	課	長	雨宮 忠芳					
財	務	課	長	船橋 行子					
税	務	課	長	佐藤 宰					
健	康	保	険	課	長	飯村 正則			
長	寿	応	援	課	長	稲川 弘美			
福	祉	こ	ど	も	課	長	山崎 栄一		
農	業	政	策	課	長	増井 栄一			

都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	所 克 実
会 計 課 長 ( 会 計 管 理 者 )	久 保 田 和 美
水 道 課 長	阿 久 津 恵 三
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 瀬 浩 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	園 部 繁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿 久 津 雅 志
主 任 書 記	町 田 め ぐ み
書 記	高 丸 哲 史

---

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
  - (1) 令和3年第2回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

---

午前10時20分開会

開 会

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

---

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 本日の全員協議会は、来る6月8日に招集されます令和3年第2回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

なお、夏の軽装クールビズへの対応のために、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

なお、初めて行われるタブレット会議におきまして、今日全員協議会、そしてまた本会議におきましても、職員を後ろへ配置しますので、もし分からない点がありましたら、挙手をしていただき、ご指導を仰いでいただきたいと思います。

本日の出席状況について報告いたします。欠席議員、いません。全員出席であります。

---

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和3年第2回議会定例会に提案いたします議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、町政運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに、併せて御礼を申し上げます。

さて、本日の議会全員協議会ですが、条例改正をはじめとする承認2件、議案3件について、担当課長より説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## 協議事項

○議長（関 誠一郎君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上、ご質問ください。

初めに、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、承認第2号のほうをご覧いただきたいと思います。

タブレットを使いながらですので、私、あまり慣れていませんので、ゆっくり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、固定資産税において、新型コロナウイルス感染症により納税の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、標準税額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置くとともに、町民税及び軽自動車税について、所要の規定を行うため、町条例の一部を改正したものでございます。

以上、承認第2号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第2号説明書1ページから17ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

画面については、今からゆっくり動かしますので、ご覧いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 町民税なんですけれども、年齢が16歳の者及び公助対象扶養親族に限るということなんですけれども、この16歳未満の者というのが追加、加えられているということなんです。今まではどういう人たちが対象になっていたんでしょうか。

この16歳未満ということに限定されたということで、何か非課税世帯が多くなってしまふのかどうなのか、ちょっと心配はしているんですけれども、ちょっとこの件、説明をお願いしたいと思っています。

それから、もう一つ、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きと云うんですが、この出資に関する業務というのがちょっとはっきり分からないので、詳しく説明をいただければいいかなと思います。

あともう一つ、宅地に対して課税する固定資産税なんですけれども、年度の変更であることということなんですけれども、7ページの12条、ここありますね、左側ね。12条、これがちょっとどういうことなのか説明していただきたいと思います。

承認なので、そんなに大丈夫かなと思うんですけれども、ある程度どういうことなのかをちょっと知りたいので、説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目ですけれども、年齢16歳未満の者というのが今回改正で追加になった件でございますが、今までも適用としましては、所得税に関しては控除対象にはならない年齢層でございます。ただ、住民税に関しては、均等割、所得割におきまして、世帯数の人数としてカウントさせていただきまして、その計算式の扶養親族ということで入っているものでございます。表記のほうを明確にしたということでございます。

2番目の出資に関する業務に関してですけれども、すみません、こちら、調べまして、ご報告させていただきます。ちょっとお時間いただきたいと思います。

続きまして、12条関係ですけれども、宅地等に関する質問でよろしいですね。

こちらにつきましては、例年、住宅地におきまして小規模住宅用地と一般の住宅用地という住宅用地の特例がございまして、小規模住宅につきましては、200平米以下の住宅地につきましては、課税標準額6分の1という特例がございまして、その他の200平米を超える住宅地につきましては、3分の1の特例というのが設けております。今回、その改正につきましては、標準額、こちらの宅地の価格が前年度に比較しまして増えた場合、それを据え置くという内容になっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 最初に言われた16歳未満の者というようなことで、表記が明確になったということをお答えいただきました。

16歳未満の者ということを制限を加えたものなんでしょうか。それとも、もう一度ちょっとはっきりそこだけを教えてください。16歳未満の人に町民税がどういう形になる、控除されるということなんでしょうか。それとも、どういうことなかなっていう、限定がここに16歳という言葉がずっと、読んでみると、16歳未満、16歳未満という言葉が出てきているので、その16歳未満に対して、どういう控除がされるのかがちょっと分からないんですね。だから、そこのところ、何か、そうですね、アンダーラインがされました。ちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

税金上は金額的には変わらないものなんですけれども、均等割、所得割の計算式におき

まして、例えば均等割につきましては、計算式で申しますと、28万円に掛けるものがございます、それが今回の控除対象扶養親族の方の人数と扶養親族というものがございます、その中に16歳未満の者というのが今回ありますけれども、その人数が加算されて計算されるものでございます。

その28万円に掛けたその世帯の人数に10万円と16万8,000円を足したものが前の年の所得額より少ない場合、非課税になりますよという今回の内容になってございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ほかはいんです。私がこだわっているのは、16歳未満の者と制限を加えたものではないのかなということ、ちょっと気になっているんですね。16歳未満の者というのは、どういう条件の下でその16歳未満になったのか。扶養控除に限るというのは、対象を扶養控除親族に限るというのは、今までは16歳未満も18歳、19歳ぐらいまでの人たちが総所得に応じて対象になっていたものが、今回、16歳未満の者にだけ控除が対象になったということで理解してよろしいのでしょうか。この辺がちょっとはつきりしなかったんで、お聞きしたかったんですけども、なかなか明確な答えが出てきません。

もし16歳未満の者と制限を加えるものであるということになれば、16歳以上でも非課税があり得るんじゃないかなということなんですけれども、私は生活困窮者を増やす原因にならないかなというのをちょっと心配して質問しています。大丈夫ですか。教えてください。16歳未満の者というのは、どういう条件のもの16歳未満なのか。

○議長（関 誠一郎君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

16歳未満という限定ですけれども、こちらにつきましては、児童手当支給の年齢層でございます、ゼロ歳児から中学卒業までの児童を擁している者に支給される児童手当でございます、そちらについては所得税の控除から外しております、ただ、住民税に関しては、そちらの世帯の人数の中にもその16歳未満の者もカウントされるということでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） 苦しいんですけども、後でまた詳しく聞きます。すみません、ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、承認第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、承認第3号をご覧いただきたいと思います。

承認第3号 専決処分第3号（城里町職員定数条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業の実施に伴う業務量の増を考慮しまして、診療所の職員の定数を一部改正したものでございます。

以上、承認第3号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第3号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより承認第3号に対するご質問をお受けいたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それでは、今回増やすと、職員数を増やすということなんですけれども、増員の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番加藤木 直議員のご質問にお答えいたします。

増員の理由ということでございますが、今回、先ほど提案、ご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症に係ります接種事業の実施に伴う業務量の増加ということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、これは短期的なその時期だけのものであって、その後はまた元に戻すということなんですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木 直議員のご質疑にお答え申し上げます。

現在、画面のほうに表示されております附則のほうですね。こちらにつきまして、この条例については、令和3年6月1日から施行するというので、特例的に13名という体制につきましては、来年の3月31日までの時限措置ということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 現在、12名ですか、現在は。11名かな。11名になっていますけれども、それを12名にしたいということで、来年の3月までには13名にしたいということなんですけれども、現況をちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木 直議員のご質疑にお答えいたします。

説明のほう、大変不足して申し訳ございません。現行条例ですと11名で、改正後が12名ということになってございます。

11名ということではありますが、実際には診療所の事務長が兼任ということで、前は専属でおりましたけれども、兼任ということで、本来その時点で定数条例のほうを議会のほうに上程させていただかなければならないということでありましたが、遅れまして、今回訂

正ということで、そちら、12名ということで、兼務の事務長分の人数を含めて12名ということで、ほかにこのコロナ対応のための増員が来年の3月31日まで1名増えて、13名と。現在、診療所のほうでは13名の職員が働いているということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 現在は13名の職員が働いているということなんですけれども、これ、施行するのはいつからでしたっけ。6月1日からですよ。それで、もう既に12名の方は現行おりますよね。そうすると、定数が11なのにもかかわらず、12名いるということになると、もう既に1人オーバーしているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木 直議員のご質疑にお答え申し上げます。

現在、13名で勤務をしております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、歯医者、沢山と七会の歯科が3名、3名、それで診療所が6名ということでやっていると思うんですけれども、そうすると12名。そうすると、診療所が7名になるということで理解してよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木 直議員のご質疑にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、診療所のほう、七会診のほうが7名ということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） これ、6月1日からですけれども、もう既に5月の職員名簿には12名になっていると思うんですけれども、この辺は、実際は11名なんじゃないですか、まだ。5月の時点では。ちょっとそこをちょっとお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質疑にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、事務長が兼務ということになっておりますので、実質12名ということで定数のほうはなっております。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） これ、再任用の方もおりますよね。再任用の方もいて、全部で12名で、事務長を入れると13名だと思うんです。事務長、多分、飯村課長兼務だと思うんですけれども、5月1日の時点では12名になっているんじゃないかなと思うんですよね。ということは、1名もう既にオーバーしているんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとこの辺のところはちょっと知りたいんです。

それから、もう一点、来年の3月までに13名にしたいということでのっていますけれども

も、これは現在、13名ですから、もう6月1日からは13名になっているんですか、既に。  
以上2点お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質疑にお答え申し上げます。

12名という定数につきましては、事務長が兼務をしているということで、12名ということ  
で定数のほうはなっております。

現在、6月1日時点で1名増員になっておりますので、13名の職員で来年の3月31日まで  
で事務を実施するというところでございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○2番（加藤木 直君） 分かりません。もう一回お願いします。

○議長（関 誠一郎君） えっ。

○2番（加藤木 直君） もう一回説明を。分かりません。

〔「議長、議会のルールを守って質疑をお願いします」「ちょっと  
もう一回いいですか」「何回までなんですか」「意味が分からん  
ね。ちゃんと答えてくれない」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これ、全協ですから、本会議じゃないですから。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質疑に再度お答え申し上げます。

ちょっと回答のほう不明瞭ということで、大変申しわけございません。

事務長につきましては、本来、昨年兼務ということになっておりましたので、その時点で  
条例のほうを先ほど申し上げましたが、改正するという作業が必要でしたが、それをし  
ておりませんでしたので、今回、兼務分の人数を含めまして12名ということで改正のほう  
をさせていただいたところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうですよ。11名だったのが、実際は再任用も入れて12名、  
事務長も入れると13名で行っていたと思うんですよ。ですから、実際は今までやってき  
たのは12名で、再任用も入れて。でも、決まりは11名だったということで、それを直しま  
すよということなんですよ。了解です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） なぜね、こういうことが後から出てくるのかなというのが非常  
に残念ではないかな。再任用するときにはやっぱり改正して、そういうことをきちんと守  
ってくださいよ、ルールは。条例も。

以上。

そういう守らないでやっているということがほかにもあるんですか。これ。ほかの課な

んかにもそういう。ほかもあるの。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 14番小坪 孝議員のご質疑にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、条例につきましては、適切な改正を図って運用を図っていくところですが、今回失念をいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

ほかの事案についてはございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第30号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第30号をご覧いただきたいと思います。

議案第30号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症対策及び行政手続におけるオンライン化を背景とした国の押印見直しの取組に伴いまして、町条例の審査申出書及び口述書の押印を廃止するものでございます。

以上、議案第30号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第30号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第30号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは「記載して、提出者がここに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」ということで、押印がなくなります。その押印を廃止することによって、信頼性などの状況ですか、信頼性はどこまで信頼されるものになるのかなとちょっと心配していますが、その辺のところ、押印しなくてもいいような状況になったときに、どこまでその書類とかそういうようなものが、固定資産税評価審査ですか、そういうのが信頼がされるのかなと心配なんですけれども、その信頼性について、今まで押印していたから信頼もあったというようなこともあるんじゃないかと思うんですけれども、押印しないとことによる信頼性というのは、どういうところで信頼されるのかお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、押印廃止による信頼性というところですが、現在、国におきましても押印の廃止が進んでおりまして、地方もその影響を受け、今回この手続になった

ということでございます。

書類の受理に当たりましては、本人確認等、的確な事務処理のほうを図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そう言うしかないのかなとは思いますが、的確な書類の審査をしていくということなんですが、その的確というのは、どういうところの的確なんでしょうか。ちょっと詳しく分かれば教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

書類の的確性というのは、的確性というのは、やはり本人確認ということで認識してございますので、提出の際に本人の確認を適切に行ってまいりたいと思っております。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第31号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第31号、令和3年度城里町一般会計補正予算書をご覧ください。

議案第31号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,717万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ102億2,717万5,000円とするものです。

第2条につきましては、地方債の補正を行うものです。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の補正であります。

まず、歳入です。

16款国庫支出金、1項国庫負担金ですが、既定額に34万4,000円を追加するものです。衛生費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金を追加するものです。

2項国庫補助金ですが、既定額に1,360万円を追加するものです。民生費国庫補助金で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,300万円等を追加するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金ですが、既定額に1,627万3,000円を追加するものです。各種事業の歳出不足分を財政調整基金の繰入れにより補うものです。

22款諸収入、5項雑入ですが、既定額に525万8,000円を追加するものです。消防団員退

職報償金等受入金で480万1,000円を追加し、雑入で集団接種時の町外在住者接種費として45万6,000円等を追加するものです。

23款1項町債ですが、既定額に170万円を追加するものです。総務債で七会小学校外壁補修工事に係る過疎対策事業債を追加するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費ですが、既定額に36万3,000円を追加するものです。企画費で総合計画審議会委員報酬及びデマンド交通システム運行補助を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費ですが、既定額に31万9,000円を追加するものです。介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

2項児童福祉費ですが、既定額に1,360万2,000円を追加するものです。低所得の子育て世帯を対象に生活支援特別給付金を支給するため、補助金1,300万円等を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費ですが、既定額に104万1,000円を追加するものです。予防費でワクチン接種の際の送迎委託の見込み減により委託料154万7,000円を減額し、新型コロナウイルスワクチン接種をするための人員体制を確保するため、報酬及び報償費等を追加し、環境衛生費で環境基本計画概要版作成経費を追加するものです。

2項清掃費ですが、既定額に126万1,000円を追加するものです。塵芥処理費でゴミ集じん箱を購入するため、備品購入費122万4,000円等を追加するものです。

5款農林水産業費、1項農業費ですが、既定額に14万4,000円を追加するものです。県単かんがい排水路整備補助としていました小坂地区の磯ノ入ため池整備補助を町直営の整備事業として実施するよう予算の組替えを行うものです。

6款1項商工費ですが、既定額に662万2,000円を追加するものです。観光施設費でホールの湯浴室天井及び屋上防水改修等の委託料594万円等を追加するものです。

8款1項消防費ですが、既定額に480万1,000円を追加するものです。非常備消防費で消防団員退職報償金を追加するものです。

9款2項小学校費ですが、既定額に230万6,000円を追加するものです。学校管理費で七会小学校外壁補修工事費174万9,000円等を追加するものです。

3項中学校費ですが、既定額に25万4,000円を追加するものです。学校管理費で需用費で貧困家庭への生理用品等を追加するものです。

4項社会教育費ですが、既定額に19万3,000円を追加するものです。文化財保護費で徳化原古墳の出土品保存処理委託料を追加するものです。

5項保健体育費ですが、既定額に625万9,000円を追加するもので、体育施設費で花山体育館の耐震診断委託料を追加するものです。

4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正の変更でございます。

過疎対策事業につきまして、七会小学校外壁補修事業170万円を追加し、限度額を7,210万円とするものです。

以上が議案第31号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第1号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから15ページまでの事項別明細書、給与費明細書、また議案第31号説明資料の1ページから2ページの予算概要をご覧いただきたいと思っております。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第31号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 七会小学校外壁補修事業なんですけれども、これは過疎債ということなんですけれども、この外壁が鉄筋露出箇所修繕ということなんです。どのぐらいの広さなんでしょうか。子供たちの授業にも影響はなかったんでしょうか、お聞きいたします。

それから、花山体育館耐震事業ということなんですけれども、耐震診断625万9,000円。現在の利用者は何人ぐらいいるんでしょうか、お聞きいたします。

それと、デマンド交通システム運行について、具体的な内容はどのようなものなんでしょうか。どういう変更があるんでしょうか。追加なんでしょうか、変更なんでしょうか、答弁をお願いいたします。お聞きいたします。

それから、子育て世代の生活支援給付金、これはこの金額だと、この人数だと、1人当たり5,000円です。よろしいんでしょうか。これをちょっとお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、七会小学校の外壁の補修の規模がどれくらいかということですが、外壁の一部に鉄筋が露出している場所ということで、あまり大きくはないところですが、箇所数的に5か所ほどそのような状況のところがございます。こちらの劣化防止のため、今回補正予算のほうを計上させていただきました。

また、花山体育館の利用状況ということでございますが、現在、手元に利用人数等の資料はございませんが、花山体育館につきましては、七会小学校に隣接しております体育館となっております。主な利用者は、七会小学校が授業等の屋内運動場に利用しているというのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲英美子議員のデマンド交通の増額についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、デマンド交通、今現在、平日の運行ですけれども、土日運行してほしいというような利用者の希望もございまして、取りあえず試験運行ということで予定

をしてございます。

そうした中で、土曜日のみ8日間ということで当初予算のほうを計上させていただきましたが、やはり実情に即しますと、土曜日と日曜日も現状を把握するには必要ではないかというようなことで、土曜日のみ8日間を、土日ですね。土曜日4日、日曜日4日というようなことで、日数は変わらないんですけれども、そのようなことで試行で運行をしたいということで、見積りのほうをお願いしましたところ、労働時間の関係もございまして、日曜日が若干単価が割高になるというようなことで、今回21万2,000円ということで増額をお願いするところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 4番藤咲芙美子議員のご質問にお答えします。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、一応この説明資料の1ページの通し番号5番になるんですけれども、一応対象者を260人と見込んでおりまして、補助金につきましては、一応1,300万円ですから、児童1人当たり5万円……

○4番（藤咲芙美子君） 5万円。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。5万円で見込んでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。私の認識不足だったと思います。

ということで、七会小学校については、子供たちに影響がなかったような状況だったということで、少し安心しました。

それと、花山体育館というの、私たちなかなか認識のないところだったんですけれども、七会小学校のみ使っていたところということで、子供たちが使っているのであればいいかなど。

デマンドタクシーについてちょっとお聞きいたします。

労働時間の割高というのは、これは利用者には負担がかかるんでしょうか。それとも、利用者はそれまでずっと同じ値段でいけるんでしょうか、お聞きいたします。

それから、子育て世帯、1人当たり5,000円でなく、5万円ということであれば、1人当たりですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

じゃ、それだけ3つ質問いたしました。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き4番藤咲芙美子議員のご質問にお答えを

させていただきます。

今回、あくまでも試験運行ということでございます。その結果を見て、来年度以降本格稼働するかどうか、また土曜日稼働、または日曜日課題と、いろいろな稼働の方法もあります。そうした中では、やはり利用者の便をよくするという考えの下、交通会議のほうでも料金等については改めて協議が必要かというふうに考えてございます。ここで上げる、どうのこうのというところにはまだ至ってないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 改めて協議ということ、答弁いただきました。

改めて私の要望です。要望と言っていいのかどうか分かんないんですけども、要望でいいでしょうかね。

デマンドタクシーは、本当に安いということで、利用者に喜ばれているんだと思います。土日もやっていただけるということは、試験運行だとしても、私たちは常に要求していたものだったと思います。

ですので、喜ばれる対策ではないかなと思うんですけども、1つお願いがあります。今、コロナ対策でワクチンを接種しています。そのときに、歩けなくて車の運転ができない。家族にも頼むことができない。お友達もいません。そういうときに、デマンドタクシーでも、普通のタクシーの一般タクシーの補助でも何でもいいから、出してもらえるとうれしいねという町民からの声があります。そのことについて、デマンドタクシーを出す余力はあるのでしょうか。それとも、全く考えていなかったのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今のお話ですと、コロナ対策というのは、コロナの会場までの送迎というふうなお話と伺っていますが、そのようでもよろしいですか。

実は、もう既に町内の、今、藤咲議員さんがおっしゃったような家庭に対しまして要望を受け付けておりまして、既に105名の高齢者の方がご利用をされているところでございます。

今現在、会場のほうに既にもう接種時間、あとタクシーの予約全て、もう全て解決済みでございまして、今後、そういった方には全て町のほうで送迎つきで接種を行えるような環境となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） ちょっと2つの件、同時に入っちゃいまして、申し訳ありません。

まち戦のほうのデマンドの運行、土日については、ぜひとも私たちは今のまんまで、現状維持で金額を維持していただきたいということです、よろしく願いいたします。

それと、コロナワクチン、デマンドタクシーも利用され、一般タクシーも利用されるということですか。一般タクシーの場合は自己負担なのか、そこら辺、ちょっとお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き藤咲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回、コロナ対策のほうで活用しているというか、利用しているタクシーは、デマンドタクシーではございません。町内でタクシー業というか、運送業をやっているところで、ジャンボタクシーで対応できるというのは石塚交通だけだったものですから、石塚交通さんのほうで対応していただいております。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 有料。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、すみません、無料です。

○4番（藤咲芙美子君） 無料。

○健康保険課長（飯村正則君） 全て無料でやっております。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） この議案なんですけれども、この補正予算、概要を見ますと、ほとんどがですね、なぜ当初予算で計上できなかったのかなというふうに思うんですけれども、ただいま藤咲議員さんから質問のありました七会小学校の補修につきましても、これ、今急になったことではないと思うんです。県の建築指導課のほうからも是正勧告があったということなんですけれども、これはいつ頃あったんですかね、是正勧告は。

それから、その隣の花山体育館なんですけれども、昭和56年以前に建てられているということなんですけれども、このような、昔ですから耐震がかなり悪かったということだと思うんですけれども、これに類似したような施設というのはほかにもあるのかどうかお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、七会小学校の是正勧告につきまして、いつ頃かということですが、こちらは前回の定期検査時ということで、平成30年度に出されております。

また、当初予算になぜ上げられなかったかということにつきましてですが、教育委員会

所管におきまして、昨年度、教育施設に関する長寿命化計画というものを策定をしており  
ました。当初予算時にはまだ策定中ということでございまして、七会小学校におきましても、  
外壁改修等はどういう計画になるかというところを検討中でございました。

今回の計画の中で、七会小につきましては、当面大きな外壁の改修はないということに  
なりましたので、応急的な措置であるこちらの部分的改修の部分を補正予算で計上させて  
いただきました。

また、花山体育館等に関しては、耐震関係でございまして、学校施設につきましては、  
100%耐震化がされております。

また、花山体育館等につきまして、今まで耐震化をしていなかったということでござい  
ますが、社会体育施設の体育館等におきましては、規模によりまして耐震化の義務化とい  
うものがございまして、1,000平米以上ですと耐震診断等の努力義務、5,000平米以上です  
と耐震診断の義務というものがございまして、花山体育館につきましては、建築面積640  
平米ということで、こちらには該当はしないということではございまして、今回、先ほど  
の長寿命化計画の中でも、花山体育館につきましては、主に七会小学校の児童・生徒が学  
校行事や体育の授業というもので使用しているということもありまして、計画の中で耐震  
診断をして、補強が必要であれば耐震化が必要ではないかということで、今回耐震診断の  
予算のほうを計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） はい、分かりました。

いずれにいたしましても、子供たちが使う施設等につきましては、学校とか体育館とか  
そういったものにつきましては、安全性を考えると、ちょっとそういう崩落したような。  
むき出しになって危ないようなところがあった場合には、県のほうの是正勧告云々に限ら  
ず、その都度、できるだけ早めに対応していただきたいなというふうに思います。

次に、ホロルの湯、この補正予算の概要を見ますと、ホロルの湯の天井が崩落している  
ということなんですけれども、これ、2月13日の大きい地震ありましたけれども、そのと  
きに落ちたということなんですけれども、これ、一時的な応急処置はしているということな  
んですけれども、今、ホロルの湯自体はやっていますよね、実際はね。これ、安全性から考  
えて、お金を取ってやっている施設なので、その辺のところは問題ないんでしょうか。お  
伺いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員さんのご質問にお答えをさせてい  
たきます。

そういうことで、地震の後、中を開けまして応急処置をいたしました。

あわせて、設計事務所の方にも、今回計上しました見積りをいただくに当たって、中を

見ていただきました。そうしたところ、主要部分については、今のところまだ大丈夫でしょうというようなことで了解をいただきましたので、その旨応急処置を済ませて、今現在、使用しているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、付け加えになりますが、今年の6月で築19年を迎えます。そうしたことも踏まえまして、天井を含めた建物全体の点検、それと屋上防水も20年近くたちますので、早め早めの手を打ったほうが修理のほうも安く済むというようなこともございまして、今回、緊急で申し訳なかったんですが、500万円の設計を計上させていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） はい、分かりました。

これ、最近非常に多き地震続いていますので、ですから取りあえず応急処置しているものについては、通常完成したものよりも当然弱くなっているはずですね。ですから、入場者に危険を及ぼすというようなことがないように、この辺のところも随時、弱っているところですので、見ておいていただいて、できれば早急にこういったものは直したほうがよろしいんじゃないかなというふうに思えます。

また、これ、震災ですので、あそこの施設の建物の保険というのは加入されているんですか。保険。どうですか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 保険につきましては、即答は避けさせていただきたいと思えますが、入ってないということはないと思えますので、後で確認をさせていただきたいと思えます。すみません。手元に資料がございませんので、確認させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 保険の加入につきましては、これは向こうのホロルのほうで入られるのか、それともその施設を、結局こういった大きな震災があったときには、そこを直したりするのは当然町のほうでしょうから、町が加入するのか、どちらなんだろうかね。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 町で管理しております建物等につきましては、保険は財務課のほうで入ってございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ということは、入っているか入っていないかというのはすぐ分かりますね。

○財務課長（舩橋行子君） はい。

○2番（加藤木 直君） はい、分かりました。

はい、結構です。以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、歳入なんですけれども、繰入金、財政調整基金から約1,600万円ぐらい入っているんですけれども、どの事業の財源になるんでしょうか。なぜ財政調整基金から繰り出したのかを理由を教えてくださいと思います。

2点目なんですけれども、先ほど来教育委員会のほうで体育館のお話があると思います。行政が耐震の診断をする。地震に耐えられるかどうか、災害で耐えられるかどうかという診断をするということは、もう耐震的に厳しいというふうに見込んでいるわけですのでよろしくね。となりますと、改修を行うのか、新設をするのかという判断が近いうちに迫られてくるということになります。

例えば、新設をする場合、この時期と予算等というのは、財務課も含めて、教育委員会は既に大体おおよそお話しはされているんでしょうか、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 先ほどですね、河原井議員さんのご質問にお答えしたいと存じます。

一般財源で入っているものが財政調整基金に今回入れさせていただいております。2年度の決算が調わず、財政調整基金に繰り入れられる部分も今後発生するかとは思いますが、その調整まで間に合いませんので、取りあえずこの一般財源が必要なものにつきましては、この財政調整基金を充てて計算をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

花山体育館の耐震診断につきまして、大変見通しは厳しいのではないかということですが、教育委員会事務局といたしましても、花山体育館につきましては、昭和56年以前の建物であるため、耐震度につきましては非常に厳しいものがあるかと考えてはおります。

また、その先の改築や改修かということにつきましては、耐震診断の結果を見て検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 財務課長、財政調整基金を使ったという、どの事業の財源なのか、どの事業に充てたのか、ちょっと教えてください。

また、あと教育委員会なんですけれども、耐震結果を見てからは当たり前だと思うんですが、それは表向きの話で、耐震が危ないで耐震度チェックしているんで、既にそういった話しをされていますかと聞いたんです。改修するなり、進捗をするなりですね。そう

いうのは財務課ときちっと、その財源も求めて、きちっと庁舎内で話し合いをしていますか、町長を含めたところで。その話をお聞かせください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ただいまタブレットのほうの8ページをお開きいただきたいと存じますけれども、歳出でございます。こちらの中にそれぞれ中央のほどに一般財源が入っております。それぞれ企画費ですと一般財源36万3,000円、3款の高齢者福祉費ですと31万9,000円、こういった形でそれぞれ一般財源に振り分けておりますが、そのトータルが1,627万3,000円ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

花山体育館の耐震診断後の計画ということで、現時点では、やはり改修ということを見通して財務課とも金額的なものは、ある程度のものは協議をしてはございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 財務課長、先ほど福祉関係とか福祉事業等々、施設の整備等々も使うというようなお話だったんですけども、例えば公共施設整備基金とか公共施設総合管理基金、これは健康福祉事業とか施設整備、公共施設の整備、更新、改修、維持管理費、修繕等々、そういった管理事業に管理費用に関する費用に充てるわけです。

今回、もちろん議会へ上程されていますから、町長が財政上必要とされる場合というケースなんです。財政調整基金の色合いとしては、基本的には災害とかそういった緊急事態という意味合いでお金を使う、繰り出すということが望ましいというふうな形にはなっておりますので、それでほかの基金をぜひ使うべきではあるんじゃないかと。せめて財政調整基金で調整をする、補正をするということが、ちょっといささか考え方として、つまり該当する、先ほど言ったように公共施設整備基金、それから公共総合管理基金等々、そういった基金を取り入れなかったということはどういう意味合いなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の決算がございましてけれども、その中で余剰金が発生する見込みがございまして。そうした中ではけれども、9月の決算までにはその余剰金の額が確定するのですが、その間に一般、キコウ、財政調整基金も戻すことができる可能性があるということで、それを見込んで、今回は財政調整基金のほうを充てさせていただきました。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 最後にしますが、答弁がよくいまいち分からないですね。

要は、違う基金でそのものがある、該当するものがあるにもかかわらず、そういったも

のをうまく調整しながらやるということよりか正しいのかどうかということ、これ、後でまたお話しさせていただければと思いますが、当然、先ほど教育委員会のほうから、耐震はもう厳しいということで、改修、そして予算については話し合っているということがあったので、子供たちの生命を守るために、きちっと対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にこの予算組みの甘さを感じるような、まだ当初始まって、4月、5月なのに、2か月で3,700万円の修正予算を出すなんていうのは、財政課長、予算のね、なぜ当初予算に入れて、6月に3,700万円も補正予算なんかを組むような予算組みをしているんですか、これ。

まだ始まって2か月ですよ、2か月。なぜ当初予算に入れられるやつは入れて、きちんと予算組みをして、さっきまちづくり戦略課長が、何、ホロルの湯に500万円出す。まだ2か月で、なぜ補正予算で修理費がこの6月に500万円も支出するような予算計上をしているんですか。当初予算に組んだらいいんじゃないですか、地震で前に壊れているなんていう話なら。

ホロルの湯のほうからも言われましたよ。「議員さん、予算削ったんですか」って。そういう難癖つけられました。議員さんは修正してないんですよ、ホロルの湯なんかは。そういう形で行って、まだ始まったばかりで3,700万円、6月にそういう補正予算の組み方はない。

それで、財政課長、これ、町債が170万円。なぜこれ、町債なんか借りなくちゃならないんですか。町債を発行しなければ。170万円の金がないんですか。

財政課長、町債全て入れて、5月31日の町の特別会計全て入れて借金は幾らありますか。きちんと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、6月の補正で金額が大きいということでございますが、特に今回、子育て世帯の特別給付金の給付事業費、これは国からここ1か月前くらいに来て、急ぎで7月中にはやらなきゃならないと、そういうような急ぎの案件も多々ございます。

それから、教育委員会の施設の件は、長寿命化計画が調わなかったことから、それが終わってからでない事業が執行できなかった。そういったもろもろの条件を加味して、今回6月の補正で金額が大きくなったということでございます。

それから、170万円の過疎対策事業債を起債するというところでございますけれども、170万円ではございますけれども、やはり七会地区は過疎地域に指定されておりまして、過疎

採択の対象地域ということになっておりますので、この過疎債を借りることによりまして、交付税に反映されて70%の措置があり、さらに過疎対策自立促進交付金という交付金のほうも出るということで、より有利な起債ということで、こちらのほうを活用させていただいております。

それから、例月出納検査のほうで、例月出納検査の3月末のほうに地方債の現在高が記載しておりますので、そちらのほうをちょっと戻っていただきましてご覧いただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 何だ、聞いているやつ、ちょっと発表してくれないの。特別会計全て入れて、町の借金は総額幾らですか、5月31日。財務課長、それを聞いているんですよ。3月31日のやつをご覧くださいなんて、そういう答弁ありますか。

〔「お待ちください」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坪 孝君） それで、私がしゃっているときに手を挙げないでください。なぜ手を挙げるんですか、私がしゃべっているのに。終わってから手を挙げて、ちゃんと答えてくださいね。

なぜこのね、花山体育館だとか、ホロルの湯だとか、なぜ当初予算に入れておかないんですかって言っているんですよ。過去最高の予算組みをした中で、そういう予算を取っておいて、6月に3,700万円もの補正予算を組むんですか。

何で教育委員会だって、ちゃんと当初予算に組んで、こういうのはやらなくちゃならないでしょう、子供らが使っている体育館だし。ホロルの湯にしたって、お客さん集客して、危険を伴っているんですよ。そういうのを考えたら、ちょっとおかしいんじゃないですか。まだ始まって2か月。2か月で補正予算を組むんなら、当初予算で組むこと。

町の借金もちゃんと答えてくださいよ、5月31日に。

あと、教育委員会もまち戦の課長も財政課も答えてください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども説明の中であったかと思いますが、実際に天井が落ちて、確認したのが令和3年2月13日以降なものですから、もう当初予算が締め切られていたというのが理由が1つ。

それと、先ほど工事費というようなことで、ちょっと誤解があったかと思いますが、今回は、工事費のほうは若干目的を持って当初予算で組んでおるのですが、今回は設計費のほうなものですから、その辺、ご理解いただきたいというふうに考えてございます。

工事費、修繕費については、当初予算である程度確保はしてはしておりましたが、設計費につきましては予定してなかったものですから、当初予算には組み入れることができませんでしたので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

なぜ当初予算に入れられなかったのかということですが、教育委員会、今回の2件につきましては、教育施設の建物の長寿命化計画というものを昨年度策定をしております、その計画に位置づけられたものを予算化、予算計上したほうがよいという判断をいたしましたので、このような形になりました。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。ああ、財務課長。

○14番（小坪 孝君） 町の借金幾らですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） すみません。小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

地方債の現在高ということで、当初予算のほうにお示ししております、それでですね……

○14番（小坪 孝君） 全て入れて、特別会計も……

○財務課長（船橋行子君） すみません。取りあえず一般会計ですと、125億6,261万2,000円が一般会計でございます、それから国民健康保険等それぞれ載っているんですけども、その総額を計算させていただきますので、お時間のほう、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 財務課長、非常に残念ですね。やっぱり聞かれたら、すぐに答えられるようにお願いします。

あと、町長、町長にちょっと聞きたいんですけども、今まではホロルの湯とか山桜とか、全ての外郭団体、建物、10万円以上の修理費は町で払っているんですけども、なぜ今年になって、町に金がないからといって、町長の独断でホロルの湯に払わせたり、山桜に金がないからと言って払わせているのはなぜなんですか。

今までは10万円以上の金は、ホロルの湯にしても、山桜にしても、かつらの物産センターにしても、全て今まで出してきたわけですよ。町長が自ら金がない、金がないから、自分らでやってくれなんて言っているみたいだけれども、非常にそういうことを言うと、やっぱり町民も不安がるし、なぜ10万円以上の工事をやってやらないのかな。非常に残念で仕方ない。

以上、そこら辺、答えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ご指摘の点は、恐らく山桜ではエアコン工事のことかと思うんですが、山桜のエアコンが調子が悪くて、6月までには直し終えたいということで、その相談があったのが3月の予算が締め切った後でしたので、次、6月議会でエアコンの工事費を計上していたのでは、6月にはエアコンを直したいというのに、もう間に合わない。3月議会にもう予算締め切った後に相談があって、3月中にはエアコン工事を発注したいということでしたので、山桜も現在、毎年500万円から1,000万円の間の最終的な利益を計上しておりますので、自分のところで今、資金がありますので、自分のところの緊急修繕工事を町に頼らず、自己発注工事で行ったものです。

もし1年くらい前に、半年くらい前に故障が分かっていたら、あらかじめ議会に諮って、町のほうで入札をやって、修繕もできたんですが、期間が迫っていたため、自己発注工事となつたものです。

ホロルの湯についても、消防の設備が急遽壊れまして、それは消防の設備については、すぐに直さなきゃいけない。これも当初見てなかった工事が、3月になって急に壊れて、すぐにやりたいということで、当初見てないのを、流用とかでやるよりも、ホロルのほうでも、今年町の支援等もあって、最終的に黒字決算になる見込みがあるということで、自己資金で緊急ですぐに消防設備を直したものです。

10万円以上の工事について、町がやるのが原則ではあるんですが、会社のほうと双方協議して定めることになっておりますので、そういう形で、緊急工事だということで、第三セクターが直接工事を行ったものです。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） じゃ、ちょっと確認のために。町長、これからは外郭団体は、黒字であれば、町が払うんじゃないかと、外郭団体が自分らでやっていくということによろしいんですか、町長。

ちょっとがせないな。今度の3,700万円の補正予算出しているのに、山桜だって今、工事やっている最中なのに、補正予算で出しているならいいんだけど、出してなくて、町長の答弁がちょっとおかしいなという感じがする。

これからは外郭団体は自分らでやっていくということで確認してよろしいんですね。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 城里町の建物を指定管理者として入居しているのが第三セクターですので、原則は町のほうで直すと。計画的にある程度見極めることができ、きちっと設計を組んで、きちっと計画的に工事ができるものについては、町のほうでこれからもやっていきますが、計画外に急に壊れちゃって、第三セクターの手元資金ですぐにできるというようなものについて、今回お願いしたものです。

基本的には、そういうことがないように、急に壊れて、すぐ直さなきゃいけない。補正予算を次の議会に要求しているいとまがないというように、早め早めの修繕を心がけて

いきたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） すみません、先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、ちょっと確認なんですけれども、子育て世帯の生活支援給付金というのは、国の給付金なんでしょうか。これ、100%なんでしょうか。これは地方創生かなんかの第3次なんでしょうか。ここだけちょっと確認をしたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

子育て世帯の生活支援特別給付金につきましては、全額国の補助事業ということで、今回、補助金1,300万円で事務費で60万円、合わせまして1,360万円補助金のほうが来てございます。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 第何次。

○福祉こども課長（山崎栄一君） いや、それとは違いますね。

○4番（藤咲芙美子君） 違うの。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。

○4番（藤咲芙美子君） ああ、そうなんですか。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。

○4番（藤咲芙美子君） そうすると、全額国で出している分だけということですね。

○福祉こども課長（山崎栄一君） はい。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第32号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第32号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,678万9,000円とするものです。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額に31万9,000円を追加するものです。事務費繰入金を追加するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費ですが、既定額が31万9,000円を追加するものです。介護保険報酬改定等に伴うシステム改修のため、委託料を追加するものです。

以上、令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、3ページから4ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第32号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 長寿応援課長、ちょっとこれ、31万9,000円補正予算。非常に残念だなと思うんですよ。まだ始まって3,400万円くらいの金が残っているのに、令和2年度は1,000万円だ、900万円だという流用をしておいて、一番流用しておいて、長寿応援課が。何で31万円の、3,400万円ある中で、この6月に補正予算を出さなくちゃならないのかな。非常に残念で仕方がない。

課長来たばかりだから、なったばかりで、本当にあれだと思うんだけど、私は去年の9月から、決算からトラブルっているんですよ。

そういう形で、介護保険のほうが非常に町民からすれば一気に値上がりしたねって。今年のはあれの、改定の年ですから、そういう形で町民の方に言われます。言われた中で、なぜ去年は千何百万円だとか、900万円だとか、出納検査に呼ばれて、流用が多いんじゃないですか。これからはきちんと予算を決めて、そういう形でやってくださいよとお願いした中で、まだ始まって6月で3,400万円の総務費がある中で、31万円が補正予算で、去年まで流用ナンバーワンの課なのに、なぜ31万円の補正予算を出さなくちゃならないんですか。本当に残念だと思う、やっていることが。

この31万円を補正予算出すなら、開発公社から早く返してもらってくださいよ、契約書どおり。仕様書どおり仕事をやれば、そういう金は余るわけですから。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の補正が当初予算に組み込めなかった理由といたしましては、今回の改修について、令和3年3月9日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において指示されたものでございます。本年8月から高額介護サービス費の見直し等が発表されまして、それに伴

うシステム改修作業が生じたため、当初予算に間に合わなかったため、今回上程させていただきました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 失礼しました。先ほど4番藤咲議員さんからのご質問にお答えできなかった分でございますが、承認第2号の新旧対照表の1ページから2ページにかけてまして、出資に関する業務ということでご質問がございました。

出資につきましては、企業等が利益、見返りを求めるものでございまして、今回の条例改正につきましては、明らかな利益、見返りを求める出資、明らかな場合は除くということで、その業務に関する寄附金については、寄附控除は受けられないという内容でございます。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 発議第3号から陳情第3号の3件については、本会議場に上程される予定でございます。

ここで暫時休憩といたし、1時より会議を再開いたします。

午前11時47分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部につきましては、引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第17号の説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 報告第17号 城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

町営駐車場の1つでありました阿波山駐車場につきまして、利用者の減少により廃止をするものでございます。

また、町内カッコウのための鶏足山駐車場とふれあい広場駐車場につきましては、その使用時間等を実態に合わせて改正するものでございます。

以上が城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則についてのご説明でございますが、詳細につきましては、報告第17号説明資料1ページから2ページまでの新旧対照表をご覧ください。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第18号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第18号 城里町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示であります。

出産後の母親を産後鬱等から守るための相談業務でございます。産後ケア事業の期間を今までの6か月間から1年間に延長するものでございます。

詳細につきましては、報告第18号説明資料をご覧ください。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第19号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第19号 令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金要綱についてご説明をさせていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上げが急減した町内事業者に対して、施設の維持または事業継続のための緊急支援として、令和2年度に引き続き給付金を交付するものでございます。

対象は、町内に店舗や事務所などを有する事業者でありまして、期間としましては、令和2年10月から令和3年3月までということになってございます。

条件としましては、令和2年度の内容と同じでございまして、1か月の売上げが50%または連続2か月の売上げが25%というようなことで、その他の条件は変えてございません。

今現在、5月末現在で27件の申請がございまして、約400万円の支出ということになってございます。

詳細につきましては、説明資料の1ページから4ページまでとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第20号の説明を求めます。

農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 報告第20号の茨城県農業共済4組合等の合併協議等についてでございます。

城里町、水戸市、茨城町、大洗町で構成しております水戸地方農業共済事務組合でございますけれども、来年の4月を目途に、県央の農業共済組合、茨城北農業共済組合事務組合及び茨城県南農業共済組合を区域とする新組合の設立に向けて、合併協議の検討を進め

ているものでございます。

農家戸数の減少が農業共済の安定的な事業運営を図るために合併を進めるということで、1ページの3に合併に向けた今後のスケジュールについてありますが、今後、合併の予備契約書の調印式踏まえた上で、4年の4月に新組合の発足を予定しているところでございます。

裏面の2ページになりますが、こちらについて、管轄区域をお示ししております。ご参照いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第21号の説明を求めます。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 報告第21号 令和2年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費の国土強靱化及び総合計画策定事業から3ページの9款教育費、4項社会教育費、コミュニティセンター城里自主事業「イルカほのぼのコンサート」までの39事業を翌年度に繰越いたしました。繰越額の合計は114億4,541万3,000円でございます。

表の右側は、繰越額に対する財源内訳となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第22号の説明を求めます。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 報告第22号の令和2年度城里町一般会計事故繰越繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、農業振興地域整備計画策定事業から9款教育費、4項社会教育費、コミュニティセンター城里自主事業「イルカほのぼのコンサート」までの7事業につきまして、表の右側の説明にございますそれぞれの事由により事故繰越をするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第23号の説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） では、報告第23号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

1款1項下水道事業費のうち、1行目、広域化共同化事業500万円、2行目、施設維持

補修事業549万6,000円、3行目、ストックマネジメント計画策定事業1,200万円、4行目、流域地区下水道整備事業1億6,055万7,000円、5行目、那珂久慈流域下水道事業建設負担金181万9,000円の5事業を翌年度に繰越しいたしました。繰越額の合計は1億8,487万2,000円となります。

表の右側につきましては、各繰越事業に対する財源内訳となっております。

以上、報告第23号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第24号の説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 続きまして、報告第24号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 款 1 項農業集落排水事業費の施設維持補修事業249万8,000円は、マンホールポンプ等の機器の交換を行うもので、翌年度へ繰越しいたしました。

表の右側につきましては、繰越しに対する財源内訳となっております。

以上、報告第24号 令和2年度城里町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第25号の説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 報告第25号 令和2年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

上段の1、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良繰越額、1 款資本的支出、1 項建設改良費、排水管布設事業1億2,650万円を翌年度に繰越しいたしました。老朽管更新工事でございます。

続きまして、下段になります。2、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額、1 款水道事業費用、1 項営業費用、受託工事費4,693万円を翌年度に繰越しいたしました。町道こび山線道路改良工事に伴う送水管移設工事となります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第26号の説明を求めます。

町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 報告第26号をご覧ください。

報告第26号 城里町環境基本計画についてであります。城里町環境基本条例の環境保全等に関する理念に倣い、基本施策に基づいて基本的な計画を定めたものであります。

また、城里町総合計画に示す本町の将来像「人と自然が響きあい ともに輝く住みよい

まち ～みらいに続く城里らしさの追求と創造～」を環境面から実現していく総合的な基本計画になります。

よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第27号の説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） それでは、報告第27号をご覧ください。

報告第27号 城里町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画についてであります。平成29年度に老人保健法及び介護保険法に基づく城里町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定いたしました。3年ごとに見直しを行うこととなっており、令和2年度で計画期間満了となることから、後継計画として、新たに令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間としまして策定したものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第28号の説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第28号をご覧ください。

報告第28号 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期計画）についてであります。平成29年度に障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害者基本計画及び障害福祉計画（第5期計画）を策定いたしました。このうち障害児福祉計画を包括する障害福祉計画（第5期計画）が令和2年度をもちまして計画期間満了となることから、後継計画として、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間といたしまして、城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期計画）を策定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 報告第29号の説明については省略いたします。

それでは、これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 報告第17号、町営駐車場の管理なんですけれども、まず1点目、なぜこのように変更したのか、根拠を教えてください。

それから、鶏足山駐車場がなぜ2日間なのかお聞きいたします。

ふれあいの広場の、これ、ふれあいの里の広場ですか。ふれあい広場の駐車場ですか。何ですか、これ。ここのところがちょっと、ふれあい広場って、役場の内、中の広場なんですか。何かちょっと分かりません。何で2日なのかお聞きいたします。

それから、報告第19号、これは地方創生臨時給付金を利用されているのでしょうか。第何次に当たるものですか。

それから、この交付金の申請を町民にどのように周知をしていますか。

それから、利用してもらうための努力はどのようにされていますか。

あと、誓約書とは何なんですか。現物あれば、開示していただきたいと思います。

それから、報告第20号、現在の農業共済は解散になり、新たな組合が発足するということですが、どのような運営を目指しているのか、ちょっと具体的に答弁いただければと思います。

それから、報告第21号の一般会計繰越明許繰越計算書は、それぞれ説明をしてください。これではなかなか分かりません。

あと、22号、一般会計事故繰越ということは、単にコロナによる影響だけなんですか。どういうことなのか詳しく説明してください。それぞれです。

それから、報告第23号の下水道、これは繰越明許で那珂久慈流域の水道事業建設負担金ということですがけれども、これは毎年出しているんじゃないかなと思うんですがけれども、何で1億8,000万円繰越しになったんでしょう。何でなのかよく理由が分かりません。これ、説明してください。

報告第25号、水道事業ですが、1億2,600万円、これは老朽管の更新という今説明がありましたけれども、この関連工事というものは何なんですか。不透明です。説明してください。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲芙美子議員のご質問にお答えします。

不足があれば、すみませんが、後でお願いしたいと思います。

まず、報告の21号は、ほか関連しますので、それは後回しとしまして、まず報告第17号、駐車場のお話でございます。

何で2日間にしたかというお話でございますけれども、鶏足山駐車場につきましては、鶏足山側から登りまして栃木県のほうにも下りられるというようなルートもあるものから、ちょっと夕方あたり登っていくと、1日で帰ってくるのは難しいかなということもございまして、2日間というようなことで日にちのほうは設定をさせていただいております。

また、ふれあい駐車場、これはどこだというお話でございます。

ふれあい広場駐車場につきましては、道の駅かつらの河川側になりますか、ちょうどキャンプなんかを行っているところがあると思うんですが、あの辺がふれあい広場ということで、一括管理してございますので、あそこの駐車場ということでお願いしたいと思います。

次に、19号、まちづくり戦略課所管分でございます固定費ですね。応援給付金につきましては、これは3次の予算、最終予算の中での国からの臨時交付金で全額充てている事業でございます。

周知につきましては、ホームページ等で周知を行ってございまして、誓約書の現物というところでございます。今ちょっと持ち合わせてないんですけれども、ホームページ等見ていただきますと、その中に要綱、申請書の様式等もお示ししてございますので、その中では現物等もご覧いただけるかと思えます。もしあれでしたら、終了後にお寄りいただければ、その場でお渡しをさせていただきたいと思えます。

また、インターネットのほかに、窓口等にも申請書等を置きまして、随時、お越しになった方には相談に応じているような状況でございます。

以上、足りないかもしれませんが、以上、説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 4番藤咲議員の報告第20号のご質問にお答えしたいと存じます。

合併してどのような運営を目指すのかというようなご質問でございます。

現在、国においても、1つの都道府県等で1組合に向けた取組をしているところでございますが、資料をご覧のとおり、同じ業務をしている組織が県内地区ごとに6つございます。そういったことから、本来1つを目指しているところなんですけど、4つのエリアの組合等については、今回合併をして、共済制度等の均一な補償とか、制度面で安定的な業務を進めるために、組織をスリム化するというようなことでございます。

水戸地方共済組合については、ただいまのところ農家数が8,500ほどありますが、同じ業務をするということで、今回4つの組合になりますと、5万7,000の農家数になります。組織をスリム化するというようなことで、運営を図るということで、共済が進めている取組でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、4番藤咲議員のご質問にありました19号の周知の中で、ちょっと細かい資料が見つかりましたので、ご説明を申し上げますと、4月15日に広報しろさのお知らせ版、そちらのほうでも周知をしております。

また、先ほど町のホームページと言いましたが、県のほうでも各市町村の補助金、交付金、支援金等をまとめたものがございまして、そちらのほうにも掲載をしております。

また、4月12日でございますけれども、前回約100人近い方に申請をいただいております、令和2年度。その方々には個別に通知文のほうを送っております。

また、併せて商工会のほうにも、令和3年度このような事業を行いますということで、周知していただくようなことで行ってございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 報告第21号と、それから22号、それぞれの一般会計繰越明許費繰越計算書、それから事故繰越の繰越計算書につきましては、それぞれの担当のほうから説明をさせていただきたく存じます。よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 誰なの、それぞれの担当って。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、準備不足で申し訳ございません。

まず、報告第21号、一番上にごございます総務費、総務管理費の国土強靱化計画及び総合計画策定事業でございます。

この事業につきましては、コロナ禍の中でできることを行ってございまして、契約につきましては、令和2年6月26日に契約を行いまして、年度末を工期として行ってきたわけでございますけれども、なかなかコロナ禍の中で会議等もできないというような状況もございまして、令和2年度におきましては、住民アンケート、各課ヒアリング等を作成しまして、何とか素案をつくり上げたということで、令和3年度に入りまして、5月26日に第1回の審議会を開催しまして、素案をお示しし、委員からのご意見を今現在、集約しているところでございます。

第2回においては、素案を作成しまして、その後、パブリックコメント等を実施し、広くご意見をちょうだいしまして、第3回審議会で完成、9月議会で報告というようなことで予定をしておりますので、今回繰越しをさせていただいたところでございます。

次に、6款商工費、1項商工費ですね。事業名につきましては、茨城県中小企業事業継続応援貸付金事業というようなことで、当初、これにつきましては、県のほうでやっぱりコロナ禍の中で事業者に対して上限200万円、そのうちの4分の3が県、4分の1が町村というようなことで、1事業者に対して50万円というようなことで、町のほうで予算を上げていたものでございまして、県のほうでコロナが長引いているというような中で、期間が延長になりました。それに伴いまして、今回450万円を令和3年度の事業のほうに繰越しを行わせていただいたわけでございます。

ちなみに、令和2年度の実績ですが、3件ございまして、町のほうでは150万円を支出しているというような状況でございます。

次に、城里町元気アップ振興券第3弾ということで事業のほうを行ってございます。準備の関係もございまして、令和2年度の3月に契約は終了してございます。引き続きですね、今現在、6月1日からお使いいただいている振興券でございまして、令和3年度のほうに全額繰越しで行わせていただいております。

参考までに、配付した人数でございますが、1万8,909人、7,907世帯のほうに配付を行わせていただいているところでございます。

次に、道の駅かつら移転基本計画についてでございます。

これにつきましては、3月の議会にも繰越しのほうを補正予算のほうでお願いしている

ところでございまして、今後、9月をめどに進めていきたいというふうを考えているところでございますが、いろいろな条件等もございまして、なかなか思うように進んでいかないというような状況もございます。全額繰越し、2,065万4,000円を繰越しさせていただいております。契約につきましては、今のところ7月末というようなことで行っているところでございます。

まちづくり戦略課所管分については以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 資料の4番、衛生費、2項の清掃費の2段でございますが、町民課所管分であります。

ごみ処理施設の解体事業に伴う発注支援と、これから行いますストックヤードの発注支援ということで、進捗の状況が予定に達しなかったということで、繰越しさせていただいております。予定としては、年度いっぱい解体事業はかかる予定でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第21号、2款民生費、2項児童福祉費、放課後児童クラブ施設整備事業につきましてご説明したいと思います。

こちらの事業につきましては、石塚開放学級、それと常北小児童クラブの新築工事でございます。

まず、石塚開放学級につきましては、昨年12月15日に議決案件で出しまして、議決いただきまして、工事を進めておりましたが、その前にちょっと入札不調等もありまして、工事着手にちょっと不測の日数を生じたため、ちょっと若干遅れまして、繰越しになってございます。ですが、こちらにつきましては、一応工期のほうは5月31日ということで、今は工事のほう終わりました、あとは町の検査を待っている状態でございます。

続きまして、常北小児童クラブにつきましても、こちらも議決案件ということで、3月24日に議決いただきまして、年度内に終われなかったものですから、こちら繰越しということで、工期のほうは一応9月末を予定してございます。

以上、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 報告第21号の5款農林水産業費、1項農業費、上の段の農業地図管理システム導入事業についてご説明いたします。

繰越額899万6,000円でございますが、荒廃農地の調査に使う地図をタブレットのほうへ落としまして調査するわけなんですけれども、昨年までは地図を持って現場に行っていました。それをペーパーレス化ということで、タブレットに落としまして行う事業なんですけれども、システムの開発の契約は済んでいましたが、タブレット、ハード面なんですけれども

も、購入の入札を行った結果、2回ほど不調になりまして、繰越しとなったわけです。

契約につきましては、6月に契約しまして、8月中の完了を目指しております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 同じく5款の農林水産業費、1項農業費の下の段でございますが、担い手確保経営強化支援事業でございます。209万5,000円を繰り越すというようなことで、こちらは国の2年度の第3次補正で事業が決まったものでございまして、県からの交付決定等も新年度になるということで、繰り越したものでございます。

事業の中身でございますけれども、意欲的な取組によりまして農業経営の発展を図ろうとする担い手さんに対しましての融資を活用する際の援助、信用基金協会等の債務保証などの支援を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ちょっと都市建設課所管、件数が多いですが、全項目でよろしいんですね、藤咲さん。全項目ということでよろしいんですね。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、7款土木費、2項道路橋梁費の町道8-0510号線から説明いたします。

8-0510号線排水整備事業でございますが、こちらは北方地内の路肩崩落による部分の排水舗装の維持工事でございますが、こちらについては、谷側のほうに用地がちょっと入れないもので、民地側の塀その他の支障物がありまして、そちらの協議に地権者の方とちょっと時間を要したもので、設計が確定しなかったものでございます。こちらについては、今月いっぱい設計業務のほうで完了する予定でございます。

続きまして、町道0212及び2367号線の……

○議長（関 誠一郎君） 課長、ちょっと待って。

藤咲さん、質疑の中で、結局道路改良橋梁費に関しては質疑してないんで、これ、全部やったら大変な数になりますよ。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、答えられる……

○議長（関 誠一郎君） あと、藤咲さんが質疑しているのは、下水と水道の繰越しに関してしているもので、もし都市建設課のこの道路改良で聞きたければ、直接聞いてもらっていいですか。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。じゃ、そうしてください。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、結構です。

○都市建設課長（大津好男君） はい。じゃ、分かりました。後日よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 報告第23号の内容についてですけれども、先ほどご説明しましたとおり、5つの事業の繰越しをしております。

1行目の広域化共同化事業につきましては、下水道事業の経営健全化、効率化を図るための計画策定を行うものでございます。県との調整に時間を要してしまい、繰越しということですが。

2行目の施設維持補修事業に549万6,000円につきましては、マンホールポンプの交換と異常通報装置の改修というものを行うもので、こちらもちよっと機器の選定に時間を要したため、繰越しといたしました。

3行目、ストックマネジメント計画策定事業1,200万円ですけれども、こちらは下水道施設の老朽化対策として調査点検を行いまして、今後の修繕、あるいは改築計画を策定するものでございます。業務内容の整理及び仕様の精査のためにちよっと時間を要しました。

4行目の流域地区下水道整備事業につきましては、石塚地内及び増井地区6か所分につきまして、年度内の完了が見込めないために繰越しとなりました。

最後、5行目の那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、那珂久慈流域下水道事業費の確定が、国の補正などがありまして、3月にずれ込んだために、こちら、額が確定しなかったため、繰越しといたしております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 報告第25号の繰越計算書におきます下段の繰越しの繰越し理由につきまして、関連工事が遅延したためという理由でございますけれども、この工事は、町道こび山線道路改良工事に併せまして水道管の埋設工事を行っております。改良工事が遅延しているために、水道管の埋設ができていないということから、繰越しとなっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。時間かかって申し訳ありませんでした。

2回目の質問なんですけれども、19号ですが、ホームページで周知されると。それから、窓口申請された方はやる。それから、来た人には説明しますということなんですけれども、このことについては、来れば説明するというんじゃなくて、先ほど商工会にも通知してやってもらっているというようなことを聞きましたけれども、やっぱり対象者は町で把握しているわけですから、その把握している人たちにきちんと、こういう今条件でこういうことをやっていますので、ぜひ利用してくださいとしっかりと通知をしていただきたいなと思っています。

それと、コロナ禍で申請者の中に滞納者は駄目だと。毎回毎回私も切なくなるほど言っ

ているんですが、滞納者、コロナで大変な状況で落ちているのに、生活が困窮しているのに、何で滞納者は駄目なんですか。そこのところ、幾ら行政側で公平性が、公平性があって言えますけれども、コロナで自然と、もうコロナでかかって、必然的に大変な、生活が大変になっていると、そういうときに、あなたは滞納しているから駄目ですよ。猶予申請できません。そんな冷たい行政ってないんじゃないかと私、思っています。

ですので、申請に窓口に来た人ではなく、きちんと一人一人、一件一件、そういうところへ知らせてあげる、それが町の優しさなんじゃないかなってすごく思っています。その辺を少しお願いしたいと思います。

それから、20号の、20号は農業共済、4号組合なんですけれども、これは制度の安定化ということなんですけど、これで4つの組合が一緒になって、現組合が全部廃棄されるわけですね。そんな中で、共済は進むんでしょうか。共済というか、本当に互助費みたいなもんだと思うんですけども、しかし、ただつくることによって、新たにまた人数を、人件費をつかってやらなければならない。またお金かかるというようなこともあって、本当にこれが必要な制度なのかどうか、ちょっと私は疑問に思っています。それは質問になるかどうか分かりませんが、どうしても必要ならば、そういうことで仕方ないのかなと思います。

それから、21号でしたか、住民アンケートをするということなんですけれども、今、審議会をしているというふうなこと、答弁いただきました。

そのことについて、これは住民アンケートをするということなんですけれども、簡単でいいです。どのような内容でやろうとしているのか、そのことだけちょっと教えてください。

取りあえずそれだけお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました第19号、中小企業固定費の応援給付金の周知方法でございますけれども、再度申し上げますと、まず広報しろさとのお知らせ版で載せました。それと、町のホームページ、併せて県のほうでも県下全市町村の支援の状況を載せてございます。

それと、今回、町のほうでは全ての業者は把握してございませんので、令和2年度申請のあった約100件の事業者に対しては、個別に申請書とチラシのほうを送付しています。

また、商工会のほうにもお願いをしまして、商工会の会員さんにはチラシと申請書のほうを送付してくださいということでお願いをしたところでございますので、町としましては、少なくとも前回申請があった方に改めて個別に通知をしたというのは、コロナ禍の中では親切な広報ではなかったかと私は思ってございますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。

また、以前からお話があります申請においての滞納のお話ですね。これにつきましては、町の補助金全般において、そのようなことで掲載をさせていただいてございます。

今回も、中には滞納分をお支払いして、うちのほうに申請してくださったという方もいらっしゃると思いますので、なかなか納得はしていただけないとは思いますが、町のほうとしては、やはり給付または補助を促すという中では、滞納はない方ということでご理解をいただきたいと思います。

それと、21号ですか、繰越しの中で、総合計画のアンケートですけれども、アンケートのほうは終了をしておりますので、まだ審議中でございますので、紙ベースでくれというのは、ちょっと難しいところがありますけれども、内容的にお見せすることは可能でございますので、後ほどお寄りいただければ、アンケートはお見せしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 藤咲議員、農業政策、共済の統合に関してなんですけれども、課長、まだなりたてであれなんですけれども、私が共済の役員をやっていたときに、もう五、六年前ですか。この統合の話は五、六年前からもう進んでいまして、やっこの近隣の共済の組合が、町が単独でやっているわけじゃないし、結局統合がやっとなりてきて、スタートできるということです。町の農業政策とはまた別でありますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で報告を終了いたします。

次に、税務課長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 報告番号はございませんが、お手元にも資料がお配りしてございます。ご当地ナンバープレート仕様図をお配りしております。ご覧いただきたいと思っております。

初めに、原動機付自転車のご当地ナンバーについてのご報告が遅くなりまして、大変おわび申し上げます。

令和2年度から導入を進めてまいりましたご当地ナンバープレート、このたび7月1日から500枚限定で交付を開始しますので、ご報告いたします。

ナンバーのデザインにつきましては、昨年設置しました選定委員会の委員5人の方によりまして厳正な審査により決定したものでございます。

委員の構成メンバーにつきましては、笠間警察署城里交番所長、公民館の絵画教室の講師2名、元高校の美術教師、もう一人が元IBSアナウンサーの5名でございます。

デザインの内容につきましては、城里町の特産品である梨、巨峰、レッドポワロ、マスコットキャラクター「ホロル」が一緒に描かれた全体的に明るいデザインになっています。

その後、県市町村課及び県警本部とナンバーのデザインについて協議しまして、問題がないとの回答をいただきましたので、交付の準備が整っております。

なお、対象車種につきましては、原動機付自転車第1種50cc以下のみでございまして、従来の標識との選択制となりまして、希望により従来の標識からご当地ナンバーへの交換についても無料で行うこととなります。

標識番号につきましては、新規登録、交換ともに受付順となりまして、番号の指定はできないことになっております。

報告は以上でございます。

**○議長（関 誠一郎君）** 次に、まちづくり戦略課長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

まちづくり戦略課長小林克成君。

**○まちづくり戦略課長（小林克成君）** まちづくり戦略課から連携中枢都市の形成について、改めてご説明をさせていただきます。

既に城里町におきましては、3月の定例会の控室において資料をお配りして、概要は説明しているところでございますが、市町村の中には3月議会で説明ができなかったというところもございまして、中心となる水戸市のほうから6月議会での説明用資料として統一したものが配付されましたので、改めて資料のほうを配付させていただきました。

1ページをご覧いただきまして、資料1番、2番等につきましては、後ほどご確認をいただきまして、3項というところで制度の比較が表示されてございます。連携中枢都市権では、大きな目的としまして、圏域での経済成長が目的であるというようなことで示されてございます。これらを行うことによりまして、国からの財政支援として、連携中枢都市の水戸市には2億円、また連携市町村につきましては、定住自立圏と同額の1,500万円を上限に5年間支援されるという内容でございます。

4ページになりまして、資料のほう4ページですね。今後の予定ということで、スケジュールを添付してございます。

現在、6月末をめどに、市町村それぞれの分野で連携事業の案の協議を行っているところでございます。7月には、首長懇話会において素案が決定されまして、8月、9月においては、有識者等による協議を経まして、10月の首長懇話会で連携中枢都市圏ビジョン案が決定される見込みとなっております。そのような中で、12月に連携協議に係る各市町村の議決をいただきまして、来年4月から事業のほうを実施していくことになってございます。

9月議会では、素案等をお示しできればというふうに考えてございますが、城里町といたしましては、この事業の中で、公共交通の分野で定住から引き続き、石塚赤塚線線の路

線バス運行を継続し、そのほかにつきましては、国からの支援金1,500万円の上限の枠の中で、最終的には連携する事業を決定していくものと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、財務課長より14番小坪 孝君の質疑において答えられなかったということで、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 14番小坪議員さんの地方債現在高の件でご説明をさせていただきたいと存じます。

地方債現在高、特別会計も含めた額でございますけれども、これは3月末現在で212億65万2,000円となっております。うち一般会計は103億3,256万9,000円でございます。遅くなりました。

また、2番の加藤木議員さんからのご質問でございます、その中で、ホールの湯が保険が入っているかどうかというご質問がございました。

こちらのほうにつきましては、全国自治協会建物災害共済のほうに加入してございます。それで、対象が火災、落雷、風水害、こういったものは災害の対象になるのですけれども、地震や津波は対象にならないということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の一般会計、借金の額がさっきの答弁と今の答弁で金額が違うような気がするんですけれども、何でそういう、先ほどの答弁と今の答弁でちょっと違う点が出ているような気がするんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 先ほどの小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど私が一般会計で申し上げました金額につきましては、予算書の3月末の現在高ということでさせていただきました。この予算書の中は、見込みということで予算書のほうには上げさせていただいております。

今回、私が申し上げました地方債現在高につきましては、3月末現在で財政状況を公表しますその金額を今回上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にそういうふうに数字が2つあるというのは、ちょっとがせないんだよね。発表するとき、何、予算書のほうのあれでやったとか、現在高だとか、そういう形じゃなくて、財務課長、数字が幾つも出たんではいけないから、この間の後方支援のやつだって注意しているのに、それにもかかわらず、今日は予算書で発表したとか、

現在高だとか、数字が2個があるというのは、非常に財務課長として不適任だと思います。

本当にこれは許せない行為だと思うので、今後、そういう数字が何個も出るようなことはしないでください。

以上。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか、加藤木さん。

加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 市町村間に入っているということで、調べていただきましてありがとうございます。

今、非常に地震とか多くて、しかも東日本ありましたよね、大きな災害が。あの後、いろいろな家庭でも、どこの家庭でも、皆さん地震でも出るような保険に切り替えてきたんですよね。

しかも、ホロルは営利を目的とした場所であって、それで当然行政もその中へ持っていてやっているわけですから、当然そういう震災があったときに、補償になるようなやっばり保険に入らないと、これ、必要経費で、これは入らなくちゃならないと思うんですよ。

ですから、何十年に1回あるかどうか分かりませんが、これ、保険の内容の見直しをぜひやっていただいて、それでそういう災害、地震等の災害があっても出るような中身の保険に加入をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、今加入、調べていただいたんですけれども、今の保険料はお幾らになっていますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） ホロルの湯としてお支払いさせていただいている分担金というものでございますが、こちらは37万6,565円でございます。

以後検討させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 何ですか、その分担金というのは。町が払っているでしょう、その保険料は。

○財務課長（舩橋行子君） 町が払っている金額ということ……

○2番（加藤木 直君） 町が払っているんですよね、保険料。それが37万円。

○財務課長（舩橋行子君） はい。

○2番（加藤木 直君） はい、分かりました。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

閉 会

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る6月8日火曜日、午前10時をもって令和3年第2回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに控室にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このタブレットの時間は9時半になっておりますけれども、9時50分に集合ということで、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時00分閉会